

定期報告書
 (記載例)

農林水産大臣 殿
 環境大臣 殿
 殿
 殿
 殿

令和 6 年 4 月 30 日

住所 東京都 千代田区霞ヶ関1-2-1

氏名 株式会社食品循環
 代表取締役 資源 太郎
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 03 - 1111 - 1111

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者名	株式会社 食品循環			
住所	郵便番号 100 - 1111 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1			
業種	肉加工品製造業	居酒屋等		
法第9条第2項に規定する事業の有無	無			
報告書作成責任者氏名	営業第1部 部長 資源 二郎			

- 【注意】**
- ◆水色セルは入力、青色セルはプルダウン選択してください(白色セルは数式により自動表示されるので、入力の必要はありません)。数値、単位は半角英数で入力して下さい。
 - ◆本定期報告書を入力する前に本様式に組み込まれているマクロ(計算プログラム)を有効化して下さい。マクロ有効化の方法は、以下のとおりです。
 - ①エクセル2010、2013、2016:セキュリティ警告の「コンテンツを有効化」をクリック→「Ok」
 - ◆マクロを有効化後、数式やセルの入力・削除、書式設定の変更等を行った場合、マクロが正常に機能しない場合があります。入力の際は、この点に御注意願います。
 - ◆前年度の定期報告書ファイルを所有している場合は、前年度報告書取込ボタンをクリックしてデータを取り込むことができます。取り込まれた前年度データに変更がある場合は、取込終了後に適宜修正して下さい。
 - ◆表1~17までの入力完了したら、最終チェックボタンを押下してエラーを確認し、エラーがあった場合は適宜修正して下さい。
 - ◆保存の際、エクセル2010以上のバージョンでは、下記の順番で保存します。
 - Officeボタンの「名前を付けて保存」→「EXCEL97-2003ブック」→「会社法人等番号設定」→保存先を指定し「保存」(ファイル名は自動的に事業者名が表示されます)。
 - ◆手書きで報告する場合は、「数式による自動表示」機能等が利用できないため、全ての項目について記入が必要となります。
 - ◆セル内改行はしないで下さい。
 - ◆報告書1ページ目の項目に未入力箇所があると、ファイルを一時保存・終了することができません。
-
- ◆受理年月日は入力しないで下さい。
 - ◆ヘッダに報告年度が記載されていますので、報告年度を確認して下さい。
 - ◆各事業者の会社法人等番号を入力して下さい(会社固有の12桁の識別番号であり、登記事項証明書の1ページ目、左上に記載があります)。また、国税庁HP「法人番号公表サイト」では13桁で表示されますが、1桁目を除く2桁目以降の12桁を用いて記入して下さい。
 登記所番号(4桁) - 会社法人種類(2桁) - 会社法人番号(6桁)
 ※手書きの場合は、別紙に会社法人等番号を記入の上、郵送時に同封して下さい。
 - ◆住所はセル内改行しないで記入して下さい。
 - ◆「氏名欄」は2段に分かれていますので、上段に事業者名を入力し、下段には法人もしくは個人の代表者氏名(手前に役職名)を入力して下さい。(株)、(有)等の省略文字は使用しないで下さい。
 ◆報告書を紙で提出する場合は、氏名の横に「代表者印」の押印は不要です。
 - ◆「農林水産大臣」及び「環境大臣」(共に固定)以外に主務大臣(事業を所管する大臣)がある場合は、セルのプルダウンから適宜選択して下さい。
 - ◆「氏名欄」「住所欄」からリンクにより自動表示されます。
 - ◆セルに設定したプルダウンから該当する「業種」を選択して下さい(選択できる「業種」は、定期報告書の最終ページにある「備考」の2に記載されています)。
 ◆ここで選択した業種は、表1から表13までの業種欄に自動表示されます。
 ◆「業種」が複数ある事業者は、最初に全ての業種を選択して下さい。
 ※全てのデータ入力を終了した後に「業種」の修正を行うと、既に入力したデータがクリアされてしまうので、御注意下さい。
 - ◆「法第9条第2項に規定する事業」とは、食品廃棄物等の処理等に関し本部事業者が加盟者を指導する旨の取り決め(約款等)があるなどの、要件を満たすフランチャイズチェーン事業です。
 - ◆「部署名」及び「役職」に続けて「氏名」を入力して下さい。(セル内改行はしないで下さい)。
 ◆報告書の内容確認のため、お問い合わせする場合があります。作成責任者の他に作成担当者がいらっしゃる場合は、名刺を添付していただく等、連絡先をお知らせ下さい。

【注意】「数値」について
 ◆「発生原単位」は小数点第5位までを入力して下さい(表3は自動表示されますが、表4は入力が必要です)。「発生量」及び各「実施量」は、全て小数点第1位までを入力して下さい。
 ◆前年度及び当該年度の実績がない項目について、「0」や「前年度実績なし」等の入力は不要です。

表1 食品廃棄物等の発生量(①=⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)

業種	発生量(t)
肉加工品製造業	550.0
居酒屋等	100.0
合計	650.0
発生量の把握方法	全5店舗中3店舗において、令和5年4月の1ヶ月間における発生量を実測し、3店舗のデータから1店舗当たりの平均年間発生量を推計。これに全店舗数を乗じることにより推計した。

◆食品廃棄物等の「発生量」について、業種毎に入力します(合計欄は数式により自動計算されません)。
 ◆把握が困難な場合は、「食品廃棄物等の発生量及び、食品循環資源の再生利用の実施率に係る測定方法のガイドライン(農林水産省ホームページ掲載)」を参考に、推計した値を入力して下さい。

◆「発生量」の把握方法について、400文字以内で入力して下さい。

表2 食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値(②)

業種	売上高、製造数量等		
	名称	単位	値
肉加工品製造業	売上高	百万円	2,900.0
	名称	単位	値
居酒屋等	容数	人	95,000.0

◆「食品廃棄物等の発生量と密接な関係を持つ値」は、農林水産省ホームページの「作成にあたっての参考資料」に掲載されている「業種別密接な関係をもつ値一覧表」に示された、業種毎に統一された「名称」及び「単位」を入力して下さい。
 ◆初期値の「売上高」以外を用いる場合は、名称及び単位を修正入力して下さい。
【注意】 売上高の単位は、「百万円」として下さい。

数量単位は半角小文字で入力して下さい。(例)t、kg、kl

表3 食品廃棄物等の発生原単位(③=①÷②)

業種	発生原単位	対前年度比(%)	基準発生原単位
肉加工品製造業	189.65517 kg / 百万円	0.0	113 kg/百万円
居酒屋等	1.05263 kg / 人	0.0	114 kg/百万円
発生原単位が対前年度比で100%を超えた理由又は発生原単位が基準発生原単位を上回った理由	肉加工品製造業において、令和5年9月の台風により発生した倉庫の荷崩れによる商品廃棄を、10月以降に処理して食品廃棄物等の発生量が増加したため		

◆表1の「食品廃棄物等の発生量」及び表2の「密接な関係をもつ値」から業種毎に計算された数値が自動表示されます。(小数点第5位表示)
 ※手書きする場合は、計算式(③=(①÷②))で得られた数値(t/〇〇)に1,000を乗じた数値(kg/〇〇)を記載して下さい。

◆業種毎の対前年度比を入力します。(当該年度に実績があり、前年度に実績がない場合は、「前年度実績ゼロ」を選択)

◆「基準発生原単位」は、表2の業種、名称、及び単位に応じて自動的に表示されます。
 ※基準発生原単位の設定がない業種については、「該当なし」と表示されます。

◆発生原単位が、対前年度比で100%を超えた場合、又は基準発生原単位を上回った場合は、その理由を400文字以内で入力して下さい。

表4 食品廃棄物等の発生抑制の実施量(④=(⑤-③)×②)

業種	平成19年度 発生原単位 (⑤=平成19年度の①÷平成19年度の ②)	発生抑制の実施量(t) (④)
肉加工品製造業	149.99999 kg/百万円	0.0
居酒屋等	1.15000 kg/人	9.3
合計		9.3

◆業種毎に、平成19年度の食品廃棄物等の発生量(t)を分子(①)、発生抑制の実施量を算出するに当たり使用する「売上高(百万円)」又は「売上高以外」を分母(②)とし、平成19年度の発生原単位(⑤)を算出し入力して下さい。(小数点第5位表示)
 ※上記の計算式(⑤=平成19年度の①÷平成19年度の②)で得られた数値(t/〇〇)に、1,000を乗じた数値(kg/〇〇)を入力して下さい。
 ※新規又は既存法人の統廃合等により、平成20年度以降に新たな法人となった事業者については、発生抑制の実施量の算定の際、基準年となる平成19年度の発生原単位がないため、初回報告年度の発生原単位を入力して下さい。
 ◆表3と表4の発生原単位の単位は統一して下さい。

◆「発生抑制の実施量(t)」は自動表示されます。

表5 食品循環資源の再生利用の実施量(⑥)

業種	特定肥飼料等の種類	再生利用の実施量(t)
肉加工品製造業	肥料	300.0
	飼料	140.0
	きのご類の栽培のために使用される固形状の培地	
	炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤	
	油脂及び油脂製品	
	エタノール	
	メタン	
居酒屋等	肥料	10.0
	飼料	
	きのご類の栽培のために使用される固形状の培地	
	炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤	
	油脂及び油脂製品	
	エタノール	
	メタン	
合計	肥料	310.0
	飼料	140.0
	きのご類の栽培のために使用される固形状の培地	
	炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤	
	油脂及び油脂製品	
	エタノール	
	メタン	
総計		450.0

◆表1の食品廃棄物等の発生量のうち、再生利用を実施した量について、業種毎及び特定肥飼料等の種類毎に入力して下さい。(合計、総計欄は数式により自動表示されます。)
 ※投入された食品循環資源の量であり、製造された特定肥飼料等の製品の量ではありません。
 ◆表5から表10まで、実績がない場合「0」等の入力は不要です。(空欄とする。)

表6 都道府県及び市町村別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量

注意:表6につきましては「別表」シートから入力をお願いいたします。

業種	都道府県名	市町村名 (詳細は別表参照)	発生量 (t)	再生利用の実施量(t)							
				合計	肥料	飼料	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	炭化の過程を経て製造される燃料・還元剤	油脂・油脂製品	エタノール	メタン
肉加工品製造業	北海道	3	140.0	40.0	30.0	10.0					
	青森県	1	110.0	70.0	50.0	20.0					
	岩手県	2	160.0	70.0	50.0	20.0					
	〰️										
	宮崎県	1	80.0	80.0	60.0	20.0					
	鹿児島県	1	60.0	50.0	30.0	20.0					
	沖縄県	1		130.0	80.0	50.0					
	小計	9	550.0	440.0	300.0	140.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	居酒屋等	北海道	1	100.0	10.0	10.0					
青森県				0.0							
岩手県				0.0							
〰️											
宮崎県				0.0							
鹿児島県				0.0							
沖縄県				0.0							
小計		1	100.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		10	650.0	450.0	310.0	140.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【注意】

◆表6は別表シートに入力した市区町村毎の数値等を転記することとなりますので、こちらに直接入力することはできません。

◆別表シートの入力方法等は、12ページをご参照下さい。

表7 食品循環資源の熱回収の実施量(⑦)

業種	熱回収の実施量(t)
肉加工品製造業	5.0
居酒屋等	
合計	5.0

◆表1の食品廃棄物等の発生量のうち、熱回収を実施した量について、業種毎に入力して下さい。(合計欄は数式により自動表示されます。)

表8 食品廃棄物等の減量の実施量(⑧)

業種	減量の実施量(t)
肉加工品製造業	50.0
居酒屋等	
合計	50.0

◆表1の食品廃棄物等の発生量のうち、脱水、乾燥、発酵、炭化の方法により減量を実施した量(減少した量)について、業種毎に入力して下さい。(合計欄は数式により自動表示されます。)
※ 単に放置したことによる自然乾燥や簡易な水切りは減量に該当しません。

表9 食品循環資源の再生利用等以外の実施量(⑨)

業種	特定肥飼料等以外の製品の種類	再生利用等以外の実施量(t)
肉加工品製造業	ゴミ固形化燃料(RDF)	20.0
	小計	20.0
居酒屋等		
	小計	0.0
合計		
総計		0.0

◆表1の食品廃棄物等の発生量のうち、再生利用等(表5、表7)以外に食品循環資源を利用した場合、その種類について、業種毎に入力して下さい。(合計欄は数式により自動表示)

◆表1の食品廃棄物等の発生量のうち、再生利用等(表5、表7)以外に食品循環資源を利用した場合、その実施量について、業種毎及び特定肥飼料等以外の製品の種類毎に入力して下さい。(小計、合計、総計欄は数式により自動表示されます。)
※原料として投入された食品循環資源の量の入力であり、製品の量ではありません。

表10 食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量(⑩)

業種	廃棄物としての処分の実施量(t)
肉加工品製造業	35.0
居酒屋等	90.0
合計	125.0

◆表1の食品廃棄物等の発生量のうち、廃棄物として処分(焼却、埋立)した量について、業種毎に入力して下さい。(合計欄は数式により自動表示されます。)

表11 食品循環資源の再生利用等の実施率((④+⑥+⑦×0.95+⑧)÷(①+④)×100(%))

平成19年度及び直近5年度の基準実施率(%)					
平成19年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
69.5	80.5	80.5	80.5	80.5	80.5
当年度の再生利用等の実施率		再生利用等の実施率(%)			
		78.0			
業種		再生利用等の実施率(%)			
肉加工品製造業		90.0			
居酒屋等		17.7			
再生利用等の実施率が基準実施率を下回った理由		居酒屋店舗から排出される食品廃棄物は分別が難しく、再生利用が困難なため。			

◆平成19年度の基準実施率は、平成19年度における再生利用等実施率「(再生利用の実施量+熱回収の実施量×0.95+減量の実施量)÷食品廃棄物等の発生量×100(%)により計算した値」を入力して下さい。
※直近5年度の基準実施率は、平成19年度の基準実施率を入力することによって自動表示されます。

◆平成20～30年度に新たに事業を開始した等の場合は、事業開始年度の基準実施率を基に下記①～③の方法により算出した値を令和元年度の基準実施率として入力して下さい。(白色セルに入力が可能です。)
① 前年度の基準実施率が20%以上50%未満の場合、当該実施率に2を加える。
② 前年度の基準実施率が50%以上80%未満の場合、当該実施率に1を加える。
③ 前年度の基準実施率が80%以上の場合は、当該実施率をそのまま当年度の基準実施率とする。

◆事業開始が令和元年～令和5年度の場合は、事業を開始した年度の欄に当該年度の基準実施率を入力して下さい。(白色セルに入力が可能です。)

(注) 平成19年度(または事業開始年度)における基準実施率は、平成19年度(または事業開始年度)における食品循環資源の再生利用等の実施率とし、当該実施率が20%未満の場合は、これを20%として計算するものとします。

再生利用等実施率 =

$$\frac{\text{発生抑制量} + \text{再生利用量} + \text{熱回収量} \times 0.95 + \text{減量量}}{\text{発生抑制量} + \text{発生量}}$$

◆当年度及び業種毎の再生利用等実施率は、計算された数値が自動表示されます。

◆当年度の再生利用等実施率が、報告年度の基準実施率を下回った場合は、その理由を400文字以内で必ず入力して下さい。

表12 再生利用の委託先又は食品循環資源の譲渡先の業者

委託先又は譲渡先の業者	氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)		(株)肥料製造 代表取締役 ○○○○
	住所	東京都 ○○区○○町1丁目1-1	
	再生利用の実施量(t)		310.0
	特定肥飼料等の種類		肥料
委託先又は譲渡先の業者	氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)		(株)飼料製造 代表取締役 ○○○○
	住所	千葉県 ○○市○○町1丁目1-1	
	再生利用の実施量(t)		140.0
	特定肥飼料等の種類		飼料

【委託先又は譲渡先の業者欄について】

◆委託先等が2業者の場合、
①再生利用の実施量が多い事業者を上段に入力して下さい。
②上段及び下段ともに全ての項目(氏名、住所、再生利用の実施量、特定肥飼料等の種類)を入力して下さい。
※事業者が法人の場合は、法人名の後に続けて、役職及び代表者氏名を入力して下さい。

◆委託先が3業者以上の場合、
①上段は、最も再生利用の実施量が多い業者について、全ての項目を入力して下さい。
②下段は、氏名欄へ2番目に再生利用の実施量が多い事業者名に続けて残りの事業者数を下記の記入例のとおり入力し、その他の項目(住所、再生利用の実施量、特定肥飼料等の種類)は空欄とします。【記入例】(株)飼料製造 他3業者

※本業者欄は、2事業者分の欄しか設定していません。委託先等が3業者以上ある場合には、上述のとおり入力とし、行を挿入するなどにより全ての項目を入力する必要はありません。※自社で行った場合は氏名欄に自社と入力し、再生利用の実施量及び特定肥飼料等の種類を入力して下さい。

表13 熱回収により得られた熱量(その熱を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量)
(熱回収の委託先又は食品循環資源の譲渡先における熱量又は電気の量を含む。)

業種	熱回収により得られた熱量又はその熱を変換して得られた電気の量	
	熱量(MJ)	電気の量(MJ)
肉加工品製造業		850.0
居酒屋等		
合計	0.0	850.0
委託先 又は譲 渡先の 業者	氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)	
	(株)バイオ発電 代表取締役 ○○○○	
	住所	東京都 ○○区○○町1丁目1-1
	熱回収の実施量(t)	5.0
	熱量(MJ)	電気の量(MJ)
		850.0
委託先 又は譲 渡先の 業者	氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)	
	住所	
	熱回収の実施量(t)	
	熱量(MJ)	電気の量(MJ)
追加	削	

◆表7を入力された場合、熱回収の実施で得られた熱量及び電気の量を、業種毎に入力して下さい。(合計欄は、数式により自動表示されます。)

◆熱回収の委託先等について、事業者別に各項目を入力して下さい。

◆熱回収の委託先又は食品循環資源の譲渡先の業者が、2業者より多い場合は、【追加】ボタンを押下して委託先又は譲渡先の業者欄を追加して入力します。
◆委託先又は譲渡先の業者欄の追加が多すぎた場合は、【削除】ボタンを押下すれば最下行が削除されます。(2業者分よりは少なくなりません。)

※熱回収については、食品リサイクル法における熱回収の基準に該当しているもののみを実績カウントします。また、地方農政局等では必要に応じ、熱回収の基準要件を満たしているかを確認する場合があります。

- ① 特定肥飼料等製造施設に関する要件
 - ・食品廃棄物等を排出する事業場から75kmの範囲内に、特定肥飼料等の製造の用に供する施設がないこと。
 - ・上記施設はあるが、事業場から排出する食品循環資源が再生利用に適さない種類のものである、または再生利用に適さない性状であること。
 - ・75km範囲内の特定肥飼料等製造施設において再生利用を行うことのできる食品循環資源の量の合計を超える場合には、当該超える量についてのみ行うものであること
- ② 得られる熱量に関する要件
 - ・廃食用油又はこれに類するもの 1トン当たり28,000MJ以上
 - ・それ以外の食品循環資源 1トン当たり160MJ以上

表14 判断の基準となるべき事項の遵守状況

判断の基準となるべき事項	遵守状況
食品循環資源の再生利用等の実施の原則	
食品循環資源の再生利用等の優先順位に関すること	適
食品廃棄物等の不適正な処理を防止するための措置に関すること	適
食品廃棄物等の発生抑制	
食品の製造又は加工の過程における原材料の使用の合理化を行うこと	適
食品の流通の過程における食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善を行うこと	適
食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと(例:需給予測精度の向上、売り切り(販売期限の見直しを含む。)、フードバンクや福祉施設への提供)	適
食品の調理の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善を行うこと(例:メニューの工夫)	適
食事の提供の過程における食べ残しを減少させるためのメニューの工夫を行うこと(例:提供量の調整、メニューの工夫、持帰りを可能にすること、食べ残しが減少するよう利用者へ呼び掛けを行うこと)	適
売れ残りその他の食品廃棄物等の発生形態ごとに定期的に発生量を計測し、その変動の状況の把握に努めること	適
必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生抑制に努めること	適
フードチェーン全体での環境負荷を低減するため、サプライヤーに対して厳しい納品期限を課さないこと	適
食品循環資源の管理の基準	
食品循環資源と容器包装その他の異物及び特定肥飼料等の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること	適
異物その他の特定肥飼料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入を防止すること	適
食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を適切に行うこと	適
食品廃棄物等の収集又は運搬の基準	
食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として利用する場合は、異物その他の特定肥飼料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入を防止すること	該当しない
食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として利用する場合であって、食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を適切に行うこと	該当しない
生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること	該当しない
食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと誤認されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適切な処理を防止するための適切な措置を講ずること	該当しない
食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準	
上記の基準に従って食品廃棄物等の収集又は運搬を行う者を選定すること	適
委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬の実施状況を定期的に把握すること	適
委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬が上記の基準に従って行われていない、又は委託の内容に即して行われていないと認められるときは、委託先の変更その他必要な措置を講ずること	適

【注意】
 ◆「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年5月30日農林水産省令第4号)」に規定する判断基準の遵守状況について、記載していただくものです。

◆食品循環資源の再生利用等を計画的かつ効率的に実施していること、発生抑制、再生利用、熱回収、減量の優先順位に従って実施していること等について、総合的に判断し「適」もしくは「不適」を選択して下さい。

◆事業形態に応じて、該当する状況を選択して下さい。
 ※食品製造、加工過程、販売過程、調理過程、食事の提供過程の有無によっては、「該当しない」を選択して下さい。

◆全ての食品関連事業者に適用される項目ですので、「適」もしくは「不適」を選択して下さい。

◆状況に応じて適宜選択して下さい。

◆収集又は運搬を、**自社で実施している場合は**、「適」もしくは「不適」を選択して下さい。
 ◆収集又は運搬を、**自社で実施していない場合は**、「該当しない」を選択して下さい。

◆収集又は運搬を、**委託により実施している場合は**、「適」もしくは「不適」を選択して下さい。
 ◆収集又は運搬を、**委託により実施していない場合は**、「該当しない」を選択して下さい。

再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準	
農林漁業者等の需要に適合する品質を有する特定肥飼料等の製造を行うこと	該当しない
食品循環資源と容器包装その他の異物及び特定肥飼料等の原材料の用途に適合しない食品廃棄物等を適切に分別すること	該当しない
食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理その他の品質管理を適切に行うこと	該当しない
食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として最大限に利用すること	該当しない
異物その他の特定肥飼料等を利用する上での危害の原因となる物質の混入の防止その他の工程管理を適切に行うこと	該当しない
食品循環資源及びそれ以外の原材料並びに特定肥飼料等の性状の分析及び管理を適正に行い、特定肥飼料等の含有成分の安定化を図ること	該当しない
生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること	該当しない
特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、特定肥飼料等の利用を確保すること	該当しない
食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと誤認されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適切な処理を防止するための適切な措置を講ずること	該当しない
肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料取締法及びこれに基づく命令により定められた規格に適合させること	該当しない
飼料の製造を行うときは、その製造する飼料について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律並びにこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること	該当しない
配合飼料の製造を行うときは、粉末乾燥処理を行うこと	該当しない
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準	
上記の基準に従って特定肥飼料等の製造を行い、かつ、当核製造を行う者の再生利用事業の内容及び周辺地域における再生利用事業に係る公示された料金等を踏まえ、適正な料金で再生利用事業を実施している者を選定すること	適
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造及び譲渡の実施状況を定期的に把握すること	適
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が上記の基準に従って行われていない、又は委託の内容及び譲渡の実施状況が上記の基準に適合しないときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずること	適

◆特定肥飼料等の製造を、**自社で実施している場合は**、「適」又は「不適」を選択して下さい。（製造工程等の内容に応じて「該当しない」を選択。）
◆特定肥飼料等の製造を、**自社で実施していない場合は**、「該当しない」を選択して下さい。

◆特定肥飼料等の製造の委託、又は再生利用のため食品循環資源を譲渡している場合は、「適」もしくは「不適」を選択して下さい。
◆特定肥飼料等の製造の委託、又は再生利用のため食品循環資源を譲渡していない場合は、「該当しない」を選択して下さい。

食品循環資源の熱回収		
食品循環資源を生ずる自らの工場又は事業場から七十五キロメートルの範囲内における特定肥飼料等製造施設の有無について適切に把握し、その記録を行うこと	適	
食品循環資源を生ずる自らの工場又は事業場から七十五キロメートルの範囲内に存する特定肥飼料等製造施設において、当該食品循環資源を受け入れて再生利用することが著しく困難であることを示す状況について適切に把握し、その記録を行うこと	適	
熱回収を行う食品循環資源の種類及び発熱量その他の性状について適切に把握し、その記録を行うこと	適	
食品循環資源の熱回収により得られた熱量(その熱を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量)について適切に把握し、その記録を行うこと	適	
熱回収を行う施設の名称及び所在地について適切に把握し、その記録を行うこと	適	
情報の提供		
特定肥飼料等の利用者(特定肥飼料等の製造を委託又は食品循環資源を譲渡している場合にあっては、当該委託先又は譲渡先)に対し、特定肥飼料等の原材料として利用する食品循環資源について、必要な情報を提供すること	適	
食品廃棄物等の発生量等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供しよう努めること	適	
食品廃棄物等の減量		
減量の実施後に残存する食品廃棄物等について、適正な処理を行うこと	適	
費用の低減		
食品循環資源の再生利用等の効率的な実施体制の整備を図ることにより、食品循環資源の再生利用等に要する費用を低減させるよう努めること	適	
加盟者における食品循環資源の再生利用等の促進		
本部事業者は、加盟者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等について、加盟者に対し、食品循環資源の再生利用等に関し必要な指導を行い、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めること	該当しない	
加盟者は、本部事業者が実施する食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に協力するよう努めること	該当しない	
教育訓練		
従業員に対して、食品循環資源の再生利用等に関する必要な教育訓練を行うよう努めること	適	
再生利用等の実施状況の把握及び管理体制の整備		
事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量その他食品循環資源の再生利用等の状況を適切に把握し、その記録を行うこと	適	
事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うこと	適	

◆表7における熱回収の実施がある場合は、「適」もしくは「不適」を選択して下さい。
◆表7における熱回収の実施がない場合は、「該当しない」を選択して下さい。

◆状況に応じて適宜選択して下さい。

◆全ての食品関連事業者に適用される項目ですので、「適」もしくは「不適」を選択して下さい。

◆表8における減量の実施がある場合は、「適」もしくは「不適」を選択して下さい。
◆表8における減量の実施がない場合は、「該当しない」を選択して下さい。

◆全ての食品関連事業者に適用される項目ですので、「適」もしくは「不適」を選択して下さい。

◆フランチャイズチェーンの事業者のみ、状況に応じて適宜選択して下さい。
※法第9条第2項に規定する事業の有無について、約款による契約をしていないことから「無」となる場合は、「該当しない」が表示されます。
◆フランチャイズチェーンの事業者でない場合は「該当しない」を選択して下さい。

◆全ての食品関連事業者に適用される項目ですので、「適」もしくは「不適」を選択して下さい。

表15 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号)第10条第2項の情報の提供の方法(情報を提供していない場合(表17において「有」と記入する場合を除く。)にあつては、その理由)

当社環境報告書にて、情報を公開しています。
また、同じ情報を当社ホームページ上にも掲載しています。
<https://www.?????.?????.jp>

表16 食品循環資源の再生利用等の促進のための先進的な取組

福祉目的でのフードバンク等への食品提供量(有償: t、無償: t)
弊社社員に月1回 食品廃棄物分別研修を実施
年1回 再生利用の委託先の見学会を実施

表17 国が公表を行うことについての同意の有無

有

◆食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第10条第2項の情報の提供方法がある場合は、400文字以内で入力して下さい。

◆その他の食品循環資源の再生利用等の促進のために実施した取組がある場合は、400文字以内で入力して下さい。
◆発生抑制(食品ロスの削減を含む。)、再生利用などに関して、「先進的」にこだわらず、特徴的な取組を行っている場合は、具体的な内容を記載してください。
◆上記のうち、福祉目的でのフードバンク等への食品提供量については、有償/無償の別に記載してください。提供していない場合は、「0(ゼロ)」を記入してください。提供していない又は提供できない理由がある場合はその旨を追記いただいても構いません。なお、「福祉目的でのフードバンク等への食品提供量(有償: t、無償: t)」の文字は削除しないでください。

◆国が公表を行うこと(事業者名、表3の発生原単位、表11の再生利用等の実施率、表14の遵守状況及び表16の取組内容)について、同意する場合は「有」を選択、「有」と記載できない事業者におかれては、「表3の発生原単位、表11の当年度の再生利用等の実施率、表14の遵守状況及び表16の取組内容」が公表された際に生じる具体的な事業上の支障につき、農林水産省本省との協議をお願いいたします。以下の連絡先に、当該支障を添えてお知らせください。
・連絡先: 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室 loss-non@maff.go.jp

